

フィットネスクラブ休会について

平素より当スクールの営業活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。弊社では新型コロナウイルス感染症の対応として、1月の休会に関して、以下の通りとさせていただきます。

- 1) 1月度休会の届け出を1月15日（金）まで延長いたします。
- 2) 1月度にご来館されている場合でも、休会の届け出を承ります。
- 3) 休会料は無料になります。
- 4) 1月休会料の精算の流れについては、銀行口座引き落としで以下の通り対応いたします。

12月28日迄に1月休会手続きを完了された会員様

1月会費差額分を2月分（1月27日引き落とし）へ充当いたします。

1月8日から1月15日までに1月休会手続きを完了された会員様

1月会費差額分を3月分（3月1日引き落とし）へ充当いたします。